

(工 場)



昭和 年十二月末日現在

工場番號 ※

本調査票ハ當該官廳ニ於テ祕密ノ取
扱ヲ爲スモノトス
本調査票ハ三添提出スベシ
本調査票ハ二月末日迄ニ提出スベシ
昭和 年 月 日 提出

工業主ノ
住所及氏名
又ハ名稱
並ニ捺印

工場名 工場所在地	主要事業										
	敷地總坪數					種 類 構 造 別 棟數 建坪 延坪					
種 類	構 造	別	棟數	建坪	延坪	種 類	構 造	別	棟數	建坪	延坪
外部聯絡ノ運況											
備考											

※欄ハ記入ヲ要セズ
◎欄ハ道府縣ニ於テ記入スルモノトス

本調査票ニ記入シ但シ追加スルコトヲ得ザルトハハ本則ノ規定ニ基キ提出シタルモノニ變更ナキ限り之ガ添附ヲ省略スルコトヲ得

總數 葉中第 葉

記 入 注 意

一 一般事項、調査の時期、工場名、工場所在地、主要事業、工業主の住所及氏名又は名稱並に捺印欄の記入に付ては第一號乙及第三號乙記入注意参照

二 工場敷地總坪數
坪單位とし坪未滿は切捨つべし

三 作業場及倉庫の建物

1 作業場は例へば原圖場、木型場、機械工場、組立工場等の如く作業の種類に依り區別して記入すべし

2 倉庫は例へば材料庫、製品庫、石炭庫、燃料油庫、物置等の如く用途に依り區別して記入すべし

3 構造別欄には建物の構材及層數に付例へば鐵骨並鉛板張平屋建、鐵筋コンクリート二階建等の如く記入すべし

4 棟數、建坪及延坪を記入すべし

四 外部との運輸聯絡狀況

1 聯絡する停車場、幹線道路、河川、運河又は港灣の名稱欄には例へば汐留驛、京濱國道、神戸港等の如く記入すべし

2 聯絡に使用する機關又は設備の種類欄には例へば引込線、船舶、自動車、コンベヤ、架空索道等の如く記入すべし

3 停車場又は港灣に至る距離欄には例へば汐留驛へ一軒、神戸港第一突堤へ二軒等の如く記入すべし

工場調査規則

昭和四年四月十二日法律第五十三號資源調査法(抄)

工場調査規則(抄)

第一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル工場ノ工業主ハ工場毎ニ毎年調査票第一號乙、第二號乙及第三號乙各四通ニ該當事項ヲ調査記入シ翌年一月末日迄ニ其ノ工場所在地ノ市町村長ニ之ヲ提出スベシ(該當工場略)

第二條 前條ニ規定スル工場ノ工業主ハ工場毎ニ毎年調査票第四號乃至第七號各三通ニ該當事項ヲ調査記入シ翌年二月末日迄ニ其ノ工場所在地ノ地方長官ニ之ヲ提出スベシ

第三條 前項ノ調査票ニハ様式第一號ニ準ジテ作製シタル其ノ工場ノ平面圖三通ヲ添付スルコトヲ要ス

第四條 前項ノ工場ノ平面圖ハ本則ノ規定ニ基キ提出シタルモノニ變更ナキ限り之ガ添附ヲ省略スルコトヲ得

第五條 鐵業法ノ適用ヲ受クル事業ヲ行フ工場及官公立工場ニハ本則ヲ適用セズ

昭和四年四月十二日法律第五十三號資源調査法(抄)

第一條 政府ハ人的及物的資源ノ調査ノ爲必要アルトキハ個人又ハ法人ニ對シ之ニ關スル報告又ハ實地申告ヲ命ズルコトヲ得

第二條 前項ノ資源調査ノ範圍、方法其ノ他必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 第一條ノ規定ニ依リ命ゼラレタル報告若ハ實地申告若ハ虚偽ノ報告若ハ實地申告ヲ爲シタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四條 當該官吏若ハ吏員又ハ其ノ職ニ在リタル者本法ニ依ル職務執行ニ關シ知得シタル個人又ハ法人ノ業務上ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ竊用シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス當該官吏又ハ吏員第三條ノ規定ニ違反シタルトキ亦同ジ

第五條 職務上前項ノ秘密ヲ知得シタル他ノ公務員又ハ公務員タリシ者其ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ竊用シタルトキ罰前項ニ同ジ